

福岡県医発第169号(地)

平成22年 4月16日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

平成22年度特定健康診査・特定保健指導の委託契約の締結について

標記の件につきまして、平成22年4月1日付けで「健保組合・協会けんぽ・共済組合」並びに「福岡県歯科医師国民健康保険組合」との特定健康診査・特定保健指導の委託契約、市町村国保（代表保険者筑後市ほか32保険者）との特定健康診査の委託契約を締結いたしました。今後、福岡県後期高齢者医療広域連合との健康診査の委託契約、福岡県医師国民健康保険組合との特定健康診査・特定保健指導の委託契約を締結する予定ですので、決まり次第お知らせいたします。

つきましては、平成22年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書（写）をご参考までに1部お送りいたしますので、特定健康診査・特定保健指導の実施に関しまして、実施医療機関への周知方につき貴会のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、周知にあたりましては、下記の点にご留意ください。

- 1) 今回委託契約を締結した保険者との特定健康診査・特定保健指導の実施内容及び委託料単価については前年度と変更はありません。
- 2) 市町村国保との委託契約における委託元保険者については別紙1のとおり平成21年度より変更がありました。
- 3) 特定健康診査の詳細な健診の項目、特に眼底検査について、自身の医療機関で実施できない場合は再委託をして実施してください。また、再委託の単価については、実施医療機関と再委託をする医療機関の間で、委託契約で定められた単価の範囲内で決めてください。

小郡三井医師会より

特定健診担当理事 名取一幸
会長 蒲池 壽

- 4) 実施後は遅滞なく結果を電子化し代行機関（福岡県社会保険診療報酬支払基金・福岡国民健康保険団体連合会）に提出することとなっています。（別紙2参照）
- 5) 今般締結した「健保組合・協会けんぽ・共済組合」との委託契約（以下「本契約」という）において、委託元保険者と実施医療機関の両者が本契約とは他の契約に参加しており、かつ、本契約と他の契約の実施内容（特定健康診査の場合は健診項目等、特定保健指導の動機付け支援の場合は実施形態、積極的支援の場合は実施形態のほか継続的支援の場数や介入形態）が一致する場合、本契約が他の契約と比べて委託料単価が最も安い場合にのみ本契約によることとなっています。

市町村国保との委託契約における委託元保険者の変更について

平成21年度と平成22年度の委託契約において以下のとおり委託元保険者に変更がありました。

- 1) 市町村合併に係る委託元保険者
前原市、二丈町、志摩町⇒糸島市
立花町⇒八女市
- 2) 平成21年度の委託元保険者で、平成22年度の委託契約に参加していない保険者
荏田町
- 3) 平成22年度の委託契約に新たに参加した保険者
宇美町、篠栗町、広川町、筑前町

委託元保険者一覧表

保険者 番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号
00400036	大牟田市	836-8666	福岡県大牟田市有明町 2 丁目 3 番地	0944-41-2606
00400044	久留米市	830-8520	福岡県久留米市城南町 15 番地 3	0942-30-9331
00400051	直方市	822-8501	福岡県直方市段町 7 番 1 号	0949-25-2113
00400085	柳川市	832-8601	福岡県柳川市本町 87 番地 1	0944-77-8506
00400119	八女市	834-8585	福岡県八女市本町 647 番地	0943-23-1201
00400127	筑後市	833-8601	福岡県筑後市大字山ノ井 898 番地	0942-53-4111
00400135	大川市	831-8601	福岡県大川市大字酒見 256 番地・1	0944-86-8450
00400150	豊前市	828-8501	福岡県豊前市大字吉木 955 番地	0979-82-1111
00400168	中間市	809-8501	福岡県中間市中間一丁目 1 番 1 号	093-246-6246
00400184	筑紫野市	818-8686	福岡県筑紫野市二日市西 1 丁目 1 番 1 号	092-923-1111
00400192	春日市	816-8501	福岡県春日市原町 3 丁目 1 番地 5	092-584-1111
00400200	大野城市	816-8510	福岡県大野城市曙町 2 丁目 2 番 1 号	092-501-2211
00400226	太宰府市	818-0198	福岡県太宰府市観世音寺一丁目 1 番 1 号	092-921-2121
00400242	うきは市	839-1393	福岡県うきは市吉井町新治 316 番地	0943-75-3111
00400259	宮若市	823-0011	福岡県宮若市宮田 29 番地 1	0949-32-4004
00400283	みやま市	835-8601	福岡県みやま市瀬高町小川 5 番地	0944-63-6111

保険者 番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号
00400291	糸島市	819-1192	福岡県糸島市前原西 1 丁目 1 番 1 号	092-323-1111
00400523	那珂川町	811-1292	福岡県筑紫郡那珂川町西隈 1 丁目 1 番 1 号	092-953-2211
00400549	宇美町	811-2192	福岡県糟屋郡宇美町宇美 5 丁目 1 番 1 号	092-932-1111
00400556	篠栗町	811-2492	福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗 4855 番地の 5	092-947-1111
00400598	古賀市	811-3192	福岡県古賀市駅東 1 丁目 1 番 1 号	092-942-1111
00400671	芦屋町	807-0198	福岡県遠賀郡芦屋町幸町 2 番 20 号	093-223-0881
00400689	水巻町	807-8501	福岡県遠賀郡水巻町頃末北 1 丁目 1 番 1 号	093-201-4321
00400697	岡垣町	811-4233	福岡県遠賀郡岡垣町野間 1 丁目 1 番 1 号	093-282-1211
00400705	遠賀町	811-4392	福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀 513 番地	093-293-1234
00400713	小竹町	820-1192	福岡県鞍手郡小竹町大字勝野 3349 番地	09496-2-1224
00400721	鞍手町	807-1392	福岡県鞍手郡鞍手町大字中山 3705 番地	0949-42-2111
00400986	大木町	830-0416	福岡県三潴郡大木町大字八町幸田 255 の 1	0944-32-1013
00401034	広川町	834-0115	福岡県八女郡広川町大字新代 1804 番地 1	0943-32-1111
00401257	吉富町	871-8585	福岡県築上郡吉富町大字広津 226-1	0979-24-1123
00401299	筑前町	838-0298	福岡県朝倉郡筑前町篠隈 373 番地	0946-42-3111
00401315	上毛町	871-0992	福岡県築上郡上毛町大字垂水 1321 番地 1	0979-72-3111
00401323	築上町	829-0392	福岡県築上郡築上町大字椎田 891 番地 2	0930-56-0300

平成22年度特定健診等請求データの
 代行機関(福岡県社会保険診療報酬支払基金・福岡国民健康保険団体連合会)
 への提出期限及び支払月について

提出期限及び支払月一覧		
請求月(受診分)	提出期限	支払月
平成22年 4月請求分 (3月受診分)	4月5日(月)	5月末
5月請求分 (4月受診分)	5月6日(木)	6月末
6月請求分 (5月受診分)	6月7日(月)	7月末
7月請求分 (6月受診分)	7月5日(月)	8月末
8月請求分 (7月受診分)	8月5日(木)	9月末
9月請求分 (8月受診分)	9月6日(月)	10月末
10月請求分 (9月受診分)	10月5日(火)	11月末
11月請求分 (10月受診分)	11月5日(金)	12月末
12月請求分 (11月受診分)	12月6日(月)	平成23年1月末
平成23年 1月請求分 (12月受診分)	1月5日(水)	2月末
2月請求分 (1月受診分)	2月7日(月)	3月末
3月請求分 (2月受診分)	3月7日(月)	4月末

平成22年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき実施する、特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ。）について、健康保険組合連合会ほか別紙1委託元保険者一覧表に示す医療保険者（以下「甲」という。）と社団法人福岡県医師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（総 則）

第1条 甲は、特定健康診査（個別健診、以下、単に「特定健康診査」という。）及び特定保健指導を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）」に基づき、別紙2健診等内容表のとおりとする。

2 業務は、乙の会員の医療機関（以下「実施機関」という。別紙3実施機関一覧表のとおり）で行うものとする。

3 特定健康診査において、実施機関は、終了後速やかに、法第23条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、実施基準第3条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

4 特定健康診査及び特定保健指導の実施結果については、実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、甲の委託を受けて決済を代行する機関（以下「代行機関」という。被用者保険の場合は社会保険診療報酬支払基金、国保組合の場合は各都道府県の国民健康保険団体連合会とする。）への送付を行うものとする。

（対象者）

第3条 特定健康診査は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定健康診査受診券を提示した者（任意継続被保険者及びその被扶養者、特例退職被保険者及びその被扶養者を含む。）を対象とし、当該実施機関において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

2 特定保健指導は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定保健指導利用券を提示した者を対象とし、当該実施機関において特定保健指導開始日及び有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

(契約期間)

第4条 この契約の有効期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

2 特定保健指導については、実施機関が、前項の有効期間内に実施した特定健康診査の結果に基づく指導を行う対象者に限り、当該指導の終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む）する日までを有効期間とする。

(委託料)

第5条 委託料は、別紙4内訳書のとおりとする。

(委託料の請求)

第6条 乙若しくは実施機関は、特定健康診査については実施後速やかに受診者に結果を通知した後に、特定保健指導については行動計画を策定する初回時面接終了後及び計画の実績評価（計画策定日から6ヶ月以上経過後に行う評価）終了後に、それぞれ遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券の券面に示された受診者あるいは利用者の自己負担分を差し引いた金額（以下「請求額」という。）について、別紙内訳書に定める支払条件に基づき、代行機関に請求するものとする。

2 実施機関が特定健康診査あるいは特定保健指導の実施委託に関する集合的な契約を締結している他の契約とりまとめ機関（全国労働衛生団体連合会等）にも所属し、かつ甲の一部又は全部がその（他の契約とりまとめ機関との）集合的な契約にも参加している場合に、他の契約に参加している当該甲の加入者である受診者あるいは利用者がその契約に参加している実施機関にて特定健康診査あるいは特定保健指導を受診もしくは利用する時の委託料の請求は次のように定める。実施内容（特定健康診査の場合は健診項目等、特定保健指導の動機づけ支援の場合は実施形態、特定保健指導の積極的支援の場合は実施形態のほか継続的支援における介入回数や介入形態等）が他の契約と本契約との間で一致する場合は、本契約が他の契約と比して単価が最も低い場合に限って、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。また、他の契約の実施内容が本契約の内容と一致しない場合は、実施機関が受診者あるいは利用者に各契約の実施内容等の相違点を説明の上、受診者あるいは利用者が本契約の実施内容等を選択した場合に限り、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。

3 第1項における結果の取りまとめ及び代行機関への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（代行機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

4 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、代行機関の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、代行機関に到達したものとみなす。

5 特定保健指導においては、第3項に定める電子データの送付に加え、特定保健指導の支援計画及び実施報告書（厚生労働省にて様式例を公表）等、指導過程における各種記録類やワー

クシート類等（本項において「指導過程における各種記録類等」という。）についても、甲の一部または全部が実施機関に求めた場合は、これを提出するものとする。この場合において、実施機関は甲のうち請求した者へ電子データ又は紙により直接送付するものとする。

（委託料の支払い）

第7条 甲は、乙若しくは実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月21日（電子情報処理組織の使用による場合であって、代行機関が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の21日。）を基本として、甲と代行機関との間で定める日に、乙若しくは実施機関に代行機関を通じて請求額を支払うものとする。

2 甲及び代行機関の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、代行機関を通じて請求者（乙若しくは実施機関）に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他の保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との代行機関を通じた調整、又は、当該実施機関からの代行機関を通じた戻入による調整を行うことができる。

3 請求者（乙若しくは実施機関）は前項の返戻を受けた場合において、再度第6条第1項の方法により請求を行うことができる。

（決済に失敗した場合の取扱い）

第8条 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券の両方を確認せずに実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

2 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとは判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を代行機関を通じて実施機関に支払うものとする。

3 実施機関において、特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

4 特定保健指導の積極的支援における期間（3～6か月）中に、利用者が被保険者資格を喪失した場合は、利用者が属していた保険者が実施機関に資格喪失を連絡することにより利用停止とする。この時、実施機関は利用停止までの結果に関するデータを代行機関へ送付し、甲は利用停止までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うものとする。

5 特定保健指導の積極的支援を実施中に、利用者が参加しなくなった（脱落が確定した）場合は、甲は、その時点までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うものとする。

（再委託の禁止）

第9条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、乙あるいは実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託すること

を予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

2 前項において実施機関が業務の一部を委託して実施する場合、受診者及び利用者の自己負担金の徴収及び第6条に規定する委託料の請求は実施機関が一元的に行うこととし、実施機関から業務の一部を受託した機関は受託した検査（眼底検査においては判断も含む）のみを行うものとする。

（譲渡の禁止）

第10条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

（事故及び損害の責任）

第11条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。

3 前2項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

（個人情報の保護）

第12条 乙および実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査あるいは特定保健指導の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙5個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドラインの一部改正等について」（平成18年4月21日医政発第0421005号、薬食発第0421009号、老発第0421001号）及び各都道府県において定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

2 前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

（業務等の調査等）

第13条 甲は、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

（契約の解除）

第14条 甲または乙は、甲または乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

(協 議)

第15条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成22年4月1日

委託者(甲)

健康保険組合連合会ほか1,112保険者

契約代表者

健康保険組合連合会

東京都港区南青山1-24-4

会長 平井克彦

契約代理人

健康保険組合連合会福岡連合会

福岡県福岡市中央区赤坂1-7-23

赤坂弁護士ビル5階

会長 脇山哲郎



受託者(乙)

社団法人福岡県医師会

福岡県福岡市博多区博多駅南2-9-30

会長 横倉



健診等内容表

区分		内容	
特定健康診査 ※5	基本的な健診の項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)※1	
		自覚症状及び他覚症状の検査	
		身体計測	身長
			体重
			腹囲
			BMI
		血圧	収縮期血圧
			拡張期血圧
		血中脂質検査	中性脂肪
			HDL-コレステロール
			LDL-コレステロール
		肝機能検査	GOT
			GPT
			γ-GTP
	詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)※4	血糖検査※2 (いずれかの項目の実施で可)	空腹時血糖
			ヘモグロビン A 1 c
		尿検査※3	糖
			蛋白
		貧血検査	赤血球数
			血色素量
			ヘマトクリット値
		心電図検査	
		眼底検査	
特定保健指導	動機付け支援	a) 面接による支援:1人20分以上の個別支援、又は1グループ80分以上のグループ支援(1グループは8名以下とする。)を行う。 b) 6ヶ月後の評価:6ヶ月後の評価は、通信等を利用して行う。	
	積極的支援	初回時面接の形態	動機付け支援の面接による支援と同様の支援
		3ヶ月以上の継続的な支援	実施ポイント数
		主な実施形態	支援Aで160ポイント以上、支援Bで20ポイント以上での合計で180ポイント以上を必須とする。 支援A(積極的関与タイプ):個別支援A、グループ支援、電話A、e-mailAから選択して支援する。 支援B(励ましタイプ):個別支援B、電話B、e-mailBから選択して支援する。
		終了時評価の形態	6ヶ月後の評価は、通信等を利用して行う。

※1 制度上質問票は必須ではないが、服薬歴や喫煙歴及び既往歴は把握する必要がある。実施機関が服薬歴等の把握において質問票を使用する場合には、当該機関にて質問票を準備する。

※2 血糖検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時血糖が測定できない場合はヘモグロビン A1c を測定すること。

※3 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合甲から乙に委託費用は支払われない)。

※4 詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

※5 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。また、当該結果通知を対面により実施する場合、受診した者と特定健康診査の実施後速やかに面談できない場合は郵送により実施するものとする。

内 訳 書

区分		1人当たり委託料単価 (消費税含む)		支払条件※1
		個別健診	集団健診	
特定健康診査※2	基本的な健診の項目		7,500円	・健診実施後に一括
	詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目)	貧血検査	231円	
		心電図検査	1,365円	
		眼底検査	1,176円	
特定保健指導	動機付け支援		10,815円	・面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の8/10を支払 残る2/10は実績評価終了後に支払
	積極的支援		28,665円	・初回時の面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の4/10を支払 ・残る6/10(内訳としては3ヶ月以上の継続的な支援が5/10、実績評価が1/10)は実績評価終了後に支払 ・3ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の5/10に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払

※1 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

※2 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

乙及び実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

乙及び実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙及び実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

7 資料等の返還等

乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8 従事者への周知

乙及び実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

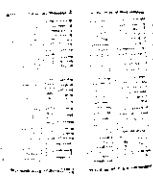
9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙及び実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

10 事故報告

乙及び実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

平成 22 年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書



高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号「以下、法という。」）に基づき実施する、特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ。）について、福岡県歯科医師国民健康保険組合（以下「甲」という。）と社団法人福岡県医師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（総 則）

第 1 条 甲は、特定健康診査及び特定保健指導を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第 2 条 甲が乙に委託する業務の内容は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号。以下「実施基準」という。）」に基づき、健診等内容表（別紙 1）のとおりとする。

2 業務は、乙が指定する乙の会員の医療機関（以下「実施機関」という。実施機関一覧表（別紙 2）のとおり）で行うものとする。

3 特定健康診査において、乙若しくは実施機関は、終了後速やかに、法第 23 条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当っては、実施基準第 3 条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

4 特定健康診査及び特定保健指導の実施結果については、実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、甲の委託を受けて決済を代行する機関「福岡県国民健康保険団体連合会」（以下「国保連合会」という。）への送付を行うものとする。



（対象者）

第 3 条 特定健康診査は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定健康診査受診券を提示した者を対象とし、当該実施機関において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

2 特定保健指導は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定保健指導利用券

を提示した者を対象とし、当該実施機関において特定保健指導開始日及び有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

(契約期間)

第4条 この契約の有効期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

- 2 特定保健指導については、実施機関が、前項の有効期間内に実施した特定健康診査の結果に基づく指導を行う対象者に限り、当該指導の終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む）する日までを有効期間とする。

(委託料)

第5条 特定健康診査並びに特定保健指導に関する委託料は、内訳書（別紙3）のとおりとする。

(委託料の請求)

第6条 乙若しくは実施機関は、特定健康診査については実施後速やかに受診者に結果を通知した後に、特定保健指導については行動計画を策定する初回時面接終了後及び計画の実績評価（計画策定日から6ヶ月以上経過後に行う評価）終了後に、それぞれ遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券の券面に示された受診者あるいは利用者の自己負担分を差し引いた金額（以下「請求額」という。）について、別紙3内訳書に定める支払条件に基づき、甲の委託を受けて決済を代行する機関「福岡県国民健康保険団体連合会」（以下「国保連合会」という。）に請求するものとする。

- 2 第1項における結果の取りまとめ及び国保連合会への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（国保連合会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

- 3 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、国保連合会の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、国保連合会に到達したものとみなす。

- 4 特定保健指導において、乙若しくは実施機関は、同条第2項に定める電子データの送付に加え、特定保健指導の支援計画及び実施報告書（厚生労働省にて様式例を公表）等、指導過程における各種記録類やワークシート類等（本項において「指導過程における各種記録類等」という。）についても、甲が実施機関に求めた場合は、これを提出するものとする。この場合において、実施機関は甲へ電子データ又は紙により直接送付するものとする。

（委託料の支払い）

- 第7条 甲は、乙若しくは実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月末日（電子情報処理組織の使用による場合であって国保連合会が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の末日。）を基本として、甲と国保連合会との間で定める日に、実施機関に国保連合会を通じて請求額を支払うものとする。
- 2 甲及び国保連合会の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、国保連合会を通じて請求者（乙若しくは実施機関）に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との国保連合会を通じた調整、又は、当該実施機関からの国保連合会を通じた戻入による調整を行うことができる。
 - 3 請求者（乙若しくは実施機関）は前項の返戻を受けた場合において、再度第6条第1項の方法により請求を行うことができる。

（決済に失敗した場合の取扱い）

- 第8条 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券の両方を確認せずに実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。
- 2 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとは判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を国保連合会等を通じて実施機関に支払うものとする。
 - 3 実施機関において、特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。
 - 4 特定保健指導の積極的支援における期間（3～6ヵ月）中に、利用者が被保険者資格を喪失した場合は、利用者が属していた保険者が実施機関に資格喪失を連絡することにより利用停止とする。この時、実施機関は利用停止までの結果に関

するデータを国保連合会へ送付し、甲は利用停止までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を国保連合会を通じて実施機関に支払うこととする。

- 5 特定保健指導の積極的支援を実施中に、利用者が参加しなくなった（脱落が確定した）場合は、甲は、その時点までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を国保連合会を通じて実施機関に支払うこととする。

（再委託の禁止）

第9条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

ただし、乙あるいは実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

- 2 前項において実施機関が業務の一部を委託して実施する場合、受診者及び利用者の自己負担金の徴収及び第6条に規定する委託料の請求は実施機関が一元的に行うこととし、実施機関から業務の一部を受託した機関は受託した検査（眼底検査においては判断も含む）のみ行うものとする。

（譲渡の禁止）

第10条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

（事故及び損害の責任）

第11条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。

- 2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。

- 3 前2項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

（個人情報の保護）

第12条 乙及び実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査あるいは特定保健指導の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、個人情報取扱注意事項（別紙4）や「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドラインの一部改正等

について」(平成18年4月21日医政発第0421005号、薬食発第0421009号、老発第0421001号)及び各都道府県において定める個人情報の取扱に係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

2 前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第13条 甲は、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合は、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲または乙は、甲または乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

(協 議)

第15条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

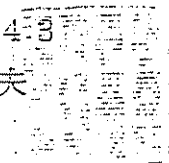
平成22年4月1日

委託者(甲)

福岡県歯科医師国民健康保険組合

福岡市大名1丁目12-43

理事長 秋 山 治 夫



受託者(乙)

社団法人福岡県医師会

福岡市博多区博多駅南2

会長 横 倉 義 武



健診等内容表

区分		内容		
特定健康診査※5	基本的な健診の項目	既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む）※1		
		自覚症状及び他覚症状の検査		
		身体計測	身長	
			体重	
			腹囲	
			BMI	
		血圧	収縮期血圧	
			拡張期血圧	
		血中脂質検査	中性脂肪	
			HDL-コレステロール	
			LDL-コレステロール	
		肝機能検査	GOT	
			GPT	
			γ-GTP	
	血糖検査※2	空腹時血糖		
		ヘモグロビンA1c		
	尿検査※3	糖		
		蛋白		
		赤血球数		
	詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）※4	貧血検査	血色素量	
			ヘマトクリット値	
			心電図検査	
		眼底検査		
特定保健指導		動機付け支援	① 面接による支援 ・1人20分以上の個別支援、又は1グループ80分以上のグループ支援（1グループは8名以下とする。）を行う。 ② 6ヶ月後の評価 ・6ヶ月後の評価は、通信等を利用して行う	
	積極的支援	初回時面接の形態	動機付け支援の面接による支援と同様の支援	
		3ヶ月以上の継続的な支援	実施ポイント数	支援Aで160ポイント以上、支援Bで20ポイント以上での合計で、180ポイント以上を必須とする。
			主な実施形態	① 支援A（積極的関与タイプ） ・個別支援A、グループ支援、電話A、e-mail Aから選択して支援する。 ② 支援B（励ましタイプ） ・個別支援B、電話B、e-mail Bから選択して支援する。
	終了時評価の形態	6ヶ月後の評価は、通信等を利用して行う。		
保険者独自の追加健診項目		尿酸、クレアチニン、尿潜血、ヘモグロビンA1c		

- ※1 制度上質問票は必須ではなく、服薬歴や喫煙歴及び既往歴を把握すればよい。
実施機関が服薬歴等の把握において質問票を使用する場合には、当該機関にて質問票を準備する。
- ※2 血糖検査においては、空腹時血糖及びヘモグロビン A1c を測定すること。
- ※3 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施するか、未実施扱いとする（この場合甲から乙に委託費用は支払われない）。
- ※4 詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、国保連合会に送付する結果データにおいてその理由を、詳述することとする。
- ※5 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。また、当該結果通知を対面により実施する場合、受診した者と特定健康診査の実施後速やかに面談できない場合は郵送により実施するものとする。

内 訳 書

区 分		1人当たり委託料単価 (消費税含む)	支払条件
特定健康診査※	基本的な健診の項目	7,780円	健診実施後に一括 ※ 健診単価には、消費税・検査結果通知費・情報提供料・電子的データ提出にかかる費用を含む。
	詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目)	貧血検査	
		心電図検査	
		眼底検査	
追加健診項目	尿酸	3項目 220円	健診実施後に一括
	クレアチニン		
	尿潜血		
	ヘモグロビンA1c	0円	

区 分		一人当たり委託料単価 (消費税含む)	支払条件
特定保健指導	動機付け支援	10,815円	初回面接による支援終了後に左記金額の3/10を本人から支払い、5/10を甲が支払う 残る2/10は6ヶ月後の評価終了後に請求により甲が支払う
	積極的支援	28,665円	初回面接による支援終了後に左記金額の3/10を本人から支払い、1/10を甲が支払う 残る6/10（内訳としては3ヶ月以上の継続的な支援が5/10、実績評価が1/10）は実績評価終了後に甲が支払う 3ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額の5/10に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を甲が支払う

※特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

乙及び実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

(1) 乙及び実施機関は、この契約による業務进行处理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(2) 乙及び実施機関は、この契約による業務进行处理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

乙及び実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙及び実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

7 資料等の返還等

乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8 従事者への周知

乙及び実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙及び実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

10 事故報告

乙及び実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

平成 22 年度特定健康診査委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。)に基づき実施する、特定健康診査(糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。)について、委託元保険者(別紙 1)から委任を受ける筑後市(以下「甲」という。)と社団法人福岡県医師会(以下「乙」という。)との間に、次の条項により委託契約を締結する。

(総則)

第 1 条 甲は、特定健康診査を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

(委託業務)

第 2 条 甲が乙に委託する業務の内容は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成 19 年厚生労働省令第 157 号。以下「実施基準」という。)」に基づき、健診等内容表(別紙 2)のとおりとする。

2 業務は、乙の会員の医療機関(以下「実施機関」という。実施機関一覧表(別紙 3)のとおり)で行うものとする。

3 特定健康診査において、乙若しくは実施機関は、終了後速やかに、法第 23 条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、実施基準第 3 条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

4 特定健康診査の実施結果については、実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、甲の委託を受けて決済を代行する機関(福岡県国民健康保険団体連合会。以下「国保連合会」という。)への送付を行うものとする。

(対象者)

第 3 条 特定健康診査は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定健康診査受診券を提示した者を対象とし、当該実施機関において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

(契約期間)

第 4 条 この契約の有効期間は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

(委託料)

第 5 条 委託料は、内訳書(別紙 4)のとおりとする。

(委託料の請求)

第 6 条 乙若しくは実施機関は、特定健康診査については実施後速やかに受診者に結果を通知し、遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち特定健康診査受診券に記載された受診者の自己負担分を差し引いた金額(以下「請求額」という。)について、内訳書(別紙 4)に定める条件

に基づき、国保連合会に請求するものとする。

- 2 第1項における結果の取りまとめ及び国保連合会への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織(国保連合会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ)と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体(FD、MO、若しくはCD-R)を実施月の翌月5日までに提出(期限までに必着)する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。
- 3 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、国保連合会の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、国保連合会に到達したものとみなす。

(委託料の支払い)

- 第7条 甲は、乙若しくは実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、相当と認めたときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月末日(電子情報処理組織の使用による場合であって、国保連合会が受理した日が6日以降のものは翌々月の末日。)を基本として、甲と国保連合会との間で定める日に、実施機関に国保連合会を通じて請求額を支払うものとする。
- 2 甲及び国保連合会の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、国保連合会を通じて請求者(乙若しくは実施機関)に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との国保連合会を通じた調整、又は、当該実施機関からの国保連合会を通じた戻入による調整を行うことができる。
 - 3 請求者(乙若しくは実施機関)は前項の返戻を受けた場合において、再度第6条第1項の方法により請求を行うことができる。

(請求額の支払いに関する取扱い)

- 第8条 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券の両方を確認せずに実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。
- 2 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとししか判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を国保連合会等を通じて実施機関に支払うものとする。
 - 3 実施機関において、特定健康診査受診券に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

(再委託の禁止)

- 第9条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、乙あるいは実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示

しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

- 2 前項において実施機関が業務の一部を委託して実施する場合、受診者の自己負担金の徴収及び第6条に規定する委託料の請求は実施機関が一元的に行うこととし、実施機関から業務の一部を受託した機関は受託した検査（眼底検査においては判断も含む）のみを行うものとする。

(譲渡の禁止)

第10条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

第11条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当るものとする。

- 2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。

- 3 前2項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 乙及び実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、個人情報取扱注意事項（別紙5）や「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドラインの一部改正等について」（平成18年4月21日医政発第0421005号、薬食発第0421009号、老発第0421001号）及び各都道府県及び各市町村において定める個人情報の取扱に係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

- 2 前項の取決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第13条 甲は、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

- 2 甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲または乙は、甲または乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

- 2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

(協議)

第15条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成22年4月1日

委託者(甲)

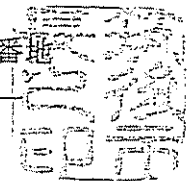
筑後市ほか32保険者

代表保険者

筑後市

福岡県筑後市大字山ノ井898番地

筑後市長 中村 征



受託者(乙)

社団法人福岡県医師会

福岡県福岡市博多区博多駅南2-9-30

会長 横倉 義武



健診等内容表

区分		内容	
特定健康診査※5	基本的な健診の項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む) ※1	
		自覚症状及び他覚症状の検査	
		身体計測	身長
			体重
			腹囲
			BMI
		血圧	収縮期血圧
			拡張期血圧
		血中脂質検査	中性脂肪
			HDL-コレステロール
			LDL-コレステロール
		肝機能検査	GOT
			GPT
			γ-GTP
		血糖検査※2	空腹時血糖
			ヘモグロビン A 1 c
		尿検査※3	糖
			蛋白
	詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)※4	貧血検査	赤血球数
			血色素量
			ヘマトクリット値
		心電図検査	
		眼底検査	
保険者独自の追加健診項目		尿酸、クレアチニン、尿潜血、ヘモグロビンA1c	

※1 制度上質問票は必須ではないが、服薬歴や喫煙歴及び既往歴は把握する必要がある。受診者が質問表を持参せず、実施機関が服薬歴等の把握において質問票を使用する場合には、当該機関にて質問票を準備する。

※2 血糖検査においては、空腹時血糖及びヘモグロビン A1c を測定すること。

※3 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合甲から乙に委託費用は支払われない)。

※4 詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

※5 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。また、結果通知は原則として対面で実施するものとし、特定健康診査の実施後速やかに面談できない場合のみ郵送により実施するものとする。

内 訳 書

区分		1人当たり委託料単価 (消費税含む) 【個別健診】	支払条件
特定健康 診査※	基本的な健診の項目	7,780 円	健診実施後に一括 ※委託料単価には、消費税・検査結 果通知費・情報提供料・電子的デー タ提出にかかる費用を含む。
	詳細な健診 の項目 (医師の判断 による追加 項目)	貧血検査 231 円	
		心電図検査 1,365 円	
		眼底検査 (両眼) 1,176 円	
追加健診 項目	尿酸	4 項目 220 円	
	クレアチニン		
	尿潜血		
	ヘモグロビンA1c		

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

乙及び実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

(1) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(2) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

乙及び実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙及び実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

7 資料等の返還等

乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8 従事者への周知

乙及び実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報に他を漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙及び実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

10 事故報告

乙及び実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。